



長野県報

2月12日(火)
平成20年
(2008年)
第1938号

目 次

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	1
病院内保育所運営事業費補助金交付要綱（昭和50年長野県告示第87号）の一部改正（医療政策課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康づくり支援課）	3
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（平成19年長野県告示第117号）の一部改正（畜産課）	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	5
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
一般競争入札（土木政策課）	5
宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の事務所の所在地の確知（建築管理課）	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止（事業課）	6



長野県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年2月12日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
エリシオン開智	長野県松本市開智二丁目3番50号	平成20年2月1日

(2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社くすのき学園	長野県千曲市大字戸倉1185番地2	平成20年2月1日

(3) 通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人愛和会デイケアセンター愛和	長野県長野市鶴賀1044-2	平成20年2月1日

(4) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
大野薬局	長野県松本市会田515	平成20年2月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
朝日ホームおんせん指定居宅介護支援事業所	長野県上高井郡高山村大字牧151-1	平成20年2月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
エリシオン開智	長野県松本市開智二丁目3番50号	平成20年2月1日

かるいざわ敬老園ヘルパーステーション	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1436番地	〃〃
--------------------	-----------------------	----

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社くすのき学園	長野県千曲市大字戸倉1185番地2	平成20年2月1日

(3) 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人愛和会デイケアセンター愛和	長野県長野市鶴賀1044-2	平成20年2月1日

(4) 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
大野薬局	長野県松本市会田515	平成20年2月1日

長寿福祉課

長野県告示第60号

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱（昭和50年長野県告示第87号）の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成20年2月12日

長野県知事 村井仁

第3の表中

- (1) A型（保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の乳児又は幼児が4人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業）
2人×144,250円×運営月数－別に定める保育料収入相当額
- (2) B型（看護職員の乳児又は幼児が4人以上かつ看護職員及びその他の職員の乳児又は幼児が10人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を4人以上有する病院内保育所運営事業）
4人×144,250円×運営月数－別に定める保育料収入相当額
- (3) B型特例（B型のうち乳児又は幼児が30人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を10人以上有する病院内保育所運営事業）
6人×144,250円×運営月数－別に定める保育料収入相当額
- (4) C型（看護職員の乳児又は幼児が2人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を1人以上有する病院内保育所運営事業）
1人×144,250円×運営月数－別に定める保育料収入相当額

を

- (1) A型特例（乳児又は幼児が2人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業）
1人×144,250円×運営月数－別に定める保育料収入相当額
- (2) A型（乳児又は幼児が4人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業）
2人×144,250円×運営月数－別に定める保育料収入相当額
- (3) B型（乳児又は幼児が10人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を4人以上有する病院内保育所運営事業）
4人×144,250円×運営月数－別に定める保育料収入相当額
- (4) B型特例（B型のうち乳児又は幼児が30人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を10人以上有する病院内保育所運営事業）
6人×144,250円×運営月数－別に定める保育料収入相当額

に改め、「及びC型」を削る。

第5第1項に次の1号を加える。

- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに知事に報告すること。この場合にあつては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

第5第2項に次の1号を加える。

- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき 消費税及び地方消費税に係る仕入額控除税額報告書（様式第3号の2）

様式第3号の次に次の様式を加える。

（様式第3号の2）（第5関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入額控除税額報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者住所氏名

印

年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金の交付決定があつた 年度病院内保育所運営事業について、下記のとおり報告します。

記

1 確定額 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入額控除税額
円

（添付書類） 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

医療政策課

長野県告示第61号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成20年2月12日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

(指定)

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
医療法人 五野医院	上田市小島237	平成20年2月1日
まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106-2	平成20年2月1日
ひかり薬局	上田市古安曽1876-4	平成20年2月1日

健康づくり支援課

長野県告示第62号

平成19年長野県告示第117号（家畜伝染病予防法に基づく検査の実施）の一部を次のとおり改正します。

平成20年2月12日

長野県知事 村井 仁

「表のブルセラ病、結核病予防のための項目中
白田地区
南佐久郡
南牧村のうち
平沢
小県郡」
を
「白田地区
小県郡」
に、」

ブルセラ病、結核病予防のため	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている急速凝集反応法 結核病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている皮内注射法
----------------	------	---	-------------------------	--

ブルセラ病、結核病予防のため	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている急速凝集反応法 結核病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている皮内注射法
----------------	------	---	-------------------------	--

ブルセラ病予防のため	南佐久郡 南牧村のうち 平沢	搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛のうち、検査のための採血の日から起算して7日間は搾乳する予定のないもの及び搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている急速凝集反応法
------------	----------------------	--	-------------------------	--

結核病予防のため	南佐久郡 南牧村のうち 平沢	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	結核病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている皮内注射法
----------	----------------------	--	-------------------------	--------------------------------------

に改め、同表のヨーネ病予防の

ための項目中	「白田地区 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 野辺山」	を	「白田地区 南佐久郡 南牧村のうち 野辺山」	に、	「飯綱町 中条村 千曲市」	を	「飯綱町 千曲市」	に、
「高山村 中野市 飯山市 下高井郡」	を	「高山村 下高井郡」	に、	「佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 臼田地区 望月地区 南佐久郡 川上村 南牧村 東御市」	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	を		
「佐久市のうち 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 上水内郡 中条村 中野市 飯山市」	搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛のうち、検査のための採血の日から起算して7日間は搾乳する予定のないもの及び搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛と同一施設内で飼育している牛	に、	「県内全域」	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛	を			
「佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 臼田地区 南佐久郡 川上村 東御市」	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛							
「佐久市のうち 望月地区 南佐久郡 南牧村 上水内郡 中条村 中野市 飯山市」	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛のうち、搾乳の用に供していない牛であって、検査のための採血の日から起算して7日間は搾乳する予定のないもの	に改める。						
「県内全域」	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛							